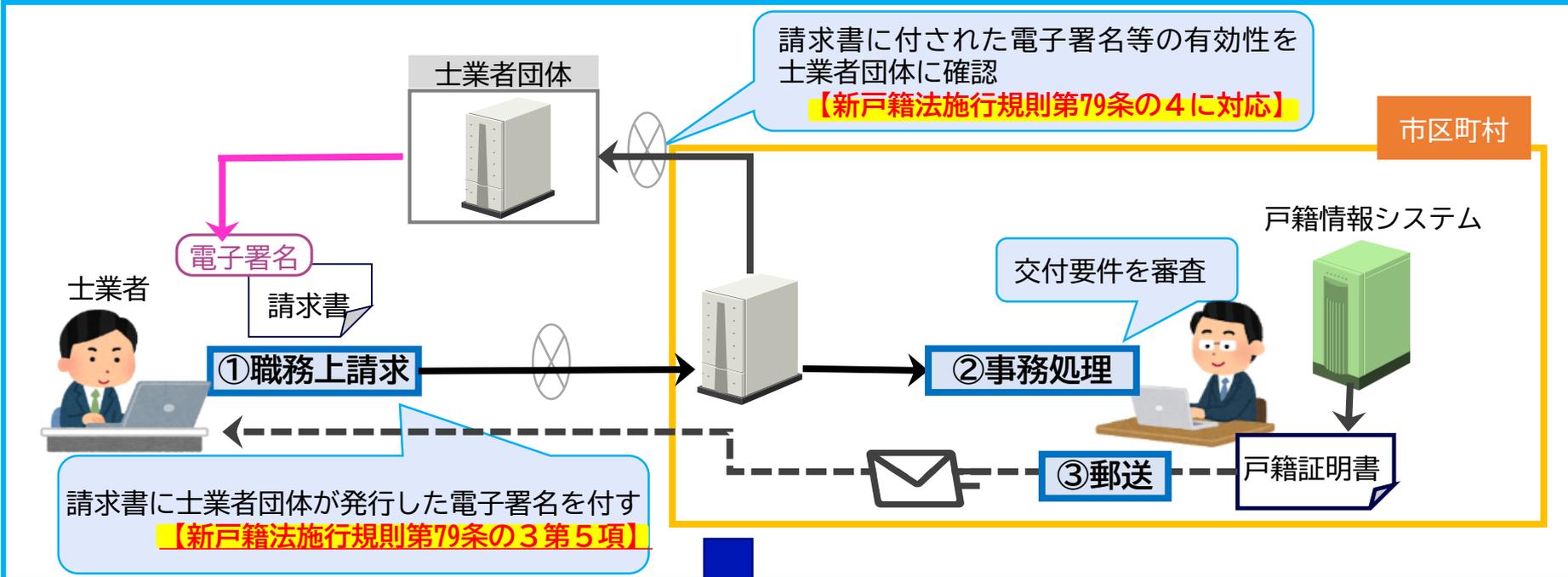


職務上請求については、不正請求を抑止し、また、発生時に速やかに発見する仕組みが不可欠

1 戸籍法施行規則の改正によるオンライン請求のイメージ（戸籍法施行規則の改正で対応）



士業者が使用できる電子証明書を定めるとともに、統一請求書（※）による請求に準じる措置を講ずることにより、士業者によるオンライン請求が可能に

（※）不正請求を防止するために、士業者が所属する会によって管理されている請求用紙

令和7年3月19日公布、
同年5月26日施行だよ！

戸籍制度マスコットキャラクター
コセキツネ



2 今後の課題

- ・不正請求をどのように防止・発見するのか
- ・士業者団体において、職務上請求に用いるシステム改修、費用負担をどのように行うか等の検討が必要
- ・法務省において、士業者団体と意見交換を行うなど、検討を実施中

《参考》新設規定

《戸籍法施行規則》

第七十九条の三 ①ないし④（略）

- ⑤ 前条第一項の規定により戸籍法第十条の二第三項から第五項まで（※1）の請求をする場合において、当該請求をする者が第一項から第三項までの規定により当該請求をする者の電子署名が行われた情報を送信するときは、当該電子署名に係る電子証明書であつて次の各号のいずれかに該当するものを併せて送信しなければならない。
- 一、二（略）

第七十九条の四 第七十九条の二の四第一項（※2）の規定により戸籍法第十条の二第三項から第五項までの請求をする場合には、第十一条の二第四号（※3）の規定に準ずる措置として法務大臣が定めるものが講じられていなければならない。

（※1）戸籍法第10条の2第3項から第5項までは、職務上請求について規定

（※2）第79条の2の4第1項は、オンラインによる戸籍謄本等の交付請求について規定

（※3）第11条の2第4号は、士業者による職務上請求の方法として、士業者が所属する会が発行した「統一請求書」に士業者の職印が押印されたものによってする方法を規定（「統一請求書」は、有料で管理番号が付されている）

